

広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画に係る整備方針検討委員会要綱

(目的)

第1条 広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画（以下「施設整備基本計画」という。）の策定にあたり、住民参画による整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、施設整備の基本方針を検討するとともに、リサイクルセンター啓発機能、公害防止等に関する検討を行い、施設整備基本計画に反映させることを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討し、北但行政事務組合管理者へ報告するものとする。

- (1) 施設整備の基本方針に関すること。
- (2) リサイクルセンターの啓発機能に関すること。
- (3) 公害防止に関すること。
- (4) 有機性廃棄物等の処理に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものの内から、北但行政事務組合管理者が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 市民・町民 4人
- (3) 環境衛生団体関係者 5人
- (4) 広域ごみ・汚泥処理施設整備関係市町課長会会長 1人

3 前項第2号に規定する者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、学識経験者のうちから委員会で選任する。
- 3 委員会は必要に応じ、委員長が招集するとともに、議長を司る。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときには、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会において、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の報償)

第7条 委員の報償は、「豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」等に準じて支給する。ただし、特別の事情があるときは、特段の取り扱いをすることが

できる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、北但行政事務組合に置く。

2 北但行政事務組合が施設整備基本計画委託業務を契約締結した受託業者は、事務局に参加し委員会に出席できるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月25日から施行する。